電子情報セキュリティ基本方針

制　　定　2008.3.27
最新改正　2024.4. 1

（目的）
第1条　本基本方針は、グループにおいて電子情報セキュリティ（機密性・完全性・可用性）の確保を統一的に行うための基本的な事項を示すことにより、グループの会社等が電子情報の漏えい、改ざん、不正利用等の防止及び情報システムの安定稼動に必要な措置を講じ、もって電子情報資産の保全及び業務運用の効率性・継続性の確保、関連法令等の遵守を図り、お客様をはじめとするステークホルダーの安心と信頼を高めることを目的とする。

（対象範囲）
第2条　本基本方針の対象範囲は、グループの会社等とする。

（グループ事務局）
第3条　グループの電子情報セキュリティ確保を統一的に行うため、グループ電子情報セキュリティ推進事務局を設置し、阪急阪神ホールディングス株式会社リスクマネジメント推進室情報セキュリティ推進部がこれにあたる。
2.　グループ電子情報セキュリティ推進事務局は、グループの電子情報セキュリティに関する方針を策定し、その方針に基づき、グループの会社等に対して、助言、指導または指示等を行うものとする。

（体制の整備）
第4条　グループの会社等は、電子情報セキュリティを確保するために必要かつ適切な体制を整備しなければならない。

（規程の制定）
第5条　グループの会社等は、電子情報セキュリティを確保するための具体的な基準や対策等を明確にするため、本基本方針に基づき、必要かつ適切な規程等を制定し、社員等にこれを周知徹底しなければならない。

（社員等の責務）
第6条　グループの社員等は、電子情報セキュリティの重要性を認識するとともに、規程等に従い電子情報資産を適正に管理・利用しなければならない。

（継続的な見直し）
第7条　グループの会社等は、情報技術の進展や社会環境の変化、自社の事業や組織構成の変更に応じて、体制や規程等の見直しを適宜行い、電子情報セキュリティの維持向上に努めなければならない。